

**基本目標 Ⅲ－２ 金融機関の企業活動が活発に行われること**

<b>法定任務</b>	円滑な金融等
<b>基本目標</b>	金融機関の企業活動が活発に行われること
<b>重点目標</b>	自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行われ、競争環境が整備されること
<b>政策</b>	① 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計 ② 金融行政の透明性・予測可能性の向上

**評価結果の概要**

利用者ニーズに応じて、多様で良質な金融商品・サービスが適時適切に提供されるようにするため、「規制改革・民間開放推進3か年計画」に則して、17年10月に成立した銀行法等一部改正法により、一般事業者が銀行代理業に参入する際に課せられている出資規制や兼業規制の撤廃等、同計画の6項目を実施しました。同計画に則して、引き続き規制改革を着実に推進していく必要があります。さらに、こうした利用者利便の向上に資するとの観点から、金融機関の国際的な活動を円滑にするための取組みを引き続き行っていく必要もあります。

また、「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性の向上が必要となることから、検査マニュアル、監督指針等の公表やノーアクションレター制度の活用促進等を行いました。金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、行政処分等において行った法令解釈の周知及び行政処分に係る監督指針等の整備等により、更に予測可能性の向上を図っていく必要があります。